

# 財団法人豊田湖畔公園管理財団寄附行為

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、財団法人豊田湖畔公園管理財団という。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を山口県豊浦郡豊田町大字地吉字岡の台348番地に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、豊田ふるさと自然公園国民休養地及びそれに附属する施設を適切に管理運営することにより、豊かな自然の中における健全な観光レクリエーション活動を促進し、以って国民の福祉の増進及び文化の向上並びに地域経済の振興に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 豊田ふるさと自然公園国民休養地の管理運営に関する事業
- 2 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1 設立当初の財産目録に記載された財産
- 2 寄附金品
- 3 資産から生じる収入
- 4 事業に伴う収入
- 5 その他の収入

### (資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、業務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ山口県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な方法で保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 この法人の事業計画及び予算は、その事業年度の開始前に作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、山口県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算は、毎会事業年度終了後理事長が事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3ヶ月以内に山口県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第14条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、山口県知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第15条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、山口県知事の承認を得なければならない。

第3章 役員

(種別及び選任)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

理事長 1人  
理事 10人以上15人以内  
監事 3人以内

2 理事のうち、1人を副理事長とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長、副理事長を選任する。

3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を山口県知事に届け出なくてはならない。

5 監事に異動があったときには、延滞なくその旨を山口県知事に届け出なければならない。

(職務)

第18条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理し、理事長に事故あるときは、この業務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事及び山口県知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をする必要があると認めるときは、理事会の招集を請求し、又は召集すること。

#### (任 期)

第19条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その業務を行わなければならない。

#### (解 任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において、それぞれ理事現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (報酬等)

第21条 役員は無給とする。ただし常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 役員報酬及び費用弁償について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第4章 理 事 会

#### (構 成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権 能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決し執行する。

#### (種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号に一に該当する場合に開催する。

1 理事長が必要と認めたとき。

2 理事現在数の3分の2以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の要求があったとき。

3 第18条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在員数、出席者及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過及び結果並びに発言者の発言要旨
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

## 第5章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会において、それぞれ理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、山口県知事の許可を得なければ変更することができない。

### (解散)

第32条 この法人は、民法68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、それぞれ理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、山口県知事の許可を得て解散することができる。

### (残余財産の処分)

第33条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会において、それぞれ理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、山口県知事の許可を得て、国、地方公共団体又はこの法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第6章 事務局

### (設置等)

第34条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (備付け書類及び帳簿)

第35条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為

- (2) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、許可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 法人及び負債の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

## 第7章 補 則

### (委 任)

第36条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 付 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。

## 財団法人豊田湖畔公園管理財団 役員名簿

平成24年8月1日現在

役職名	氏名	備考 〔所属団体役職名〕	勤務 形態
1 理事長	林 清 人	三豊地区社会福祉協議会会長 (元下関市議会議員)	非常勤
2 副理事長	郷 田 文 一	元豊田湖畔公園観光開発振興会会長	非常勤
3 理事	森 永 宏 文	下関農業協同組合豊田営農経済支部長	非常勤
4 理事	河 田 恒 雄	山口県西部森林組合総務課長	非常勤
5 理事	増 田 實	下関市商工会副会長	非常勤
6 理事	田 中 利 伸	豊田梨共同出荷組合長	非常勤
7 理事	綿 貫 博 志	豊田町青年団長	非常勤
8 理事	芝 田 廣 之	三豊公民館長	非常勤
9 理事	宮 本 イ ソ ノ	三豊婦人代表	非常勤
10 理事	宮 本 忠 夫	三豊地区自治連合会会長	非常勤
11 理事	藤 岡 敬 介	豊田湖畔公園支配人	常勤
12 監事	田 中 賢 介		非常勤
13 監事	武 内 芳 博	下関市役所豊田総合支所長	非常勤
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			





# 財 団 の 概 況

(2012年5月1日現在)

名 称	財団法人 豊田湖畔公園管理財団		
所 在 地	山口県下関市豊田町大字地吉字岡の台348番地 〒750-0432 電話 083-766-3488		
設立年月日	平成7年5月15日		
基本財産	51,100,000円		
業務内容	豊田湖畔公園（キャンプ場、宿泊棟等公園施設、売店、食堂、貸ボート）の管理運営		
役 員	理事長	林 清 人	
	副理事長	郷 田 文 一	
	理事	林 重 隆	
	理事	河 田 恒 雄	
	理事	増 田 實	
	理事	田 中 利 伸	
	理事	綿 貫 博 志	
	理事	芝 田 廣 之	
	理事	宮 本 イ ソ ノ	
	理事	宮 本 忠 夫	
	理事	藤 岡 敬 介	
	監 事	田 中 賢 介	
	監 事	武 内 芳 博	
			<u>理事 11名 監事 2名</u>
職 員 等	職 員	2名	
	臨時職員	約22名	

## 平成23年度業務報告

長引く不況の煽りや近隣地域類似施設の増加、アウトドア志向の薄れなどにより、公園を取り巻く環境は依然厳しい状況にありますが、公園の利用促進に向けて諸団体と協力し様々なイベントを行い、また、8月にホームページを立ち上げ広く宣伝活動を行い、より多くの人に来園していただくため役職員一丸となってサービスの向上に努めてまいりました。

平成23年度の園内施設利用者数は前年度対比98.2%とやや減少しましたが、そのような状況の中で、前年度対比でケビンの利用者数は104.8%、オートキャンプ場の利用者数は100.4%、一般キャンプ場の利用者数は100.1%と各施設ともわずかですが増加しております。ただ、これらの数字に表れない入園者については、さらに増加している感があり、公園施設の設置目的を果たしていると考えます。

また、施設利用料収入では前年度対比104.2%と増加となりました。ケビンの収入は104.8%、その他施設の収入は126.1%となりました。今年度は、電力総連の中国地方大会、「おいでませ！山口国体」と大きなイベント会場となり僅かではありますが増収となりました。

しかし、今後も更に厳しい経営が予測されますので、公園全体の美化や整備を含め、質の高いサービスを提供していくことが必要であると考えます。

### 平成23年度に湖畔公園で開催されたイベント等の内容

5月 2日～ 3日	山口100萩往還マラニック大会
7月19日～22日	中国地方電力総連大会（4泊5日）
8月 1日～ 2日	豊田町子ども会交歓会
8月 8日～10日	ガッツサマーキャンプ
8月21日～22日	こども自然体験塾
9月29日～10月1日	「おいでませ！山口国体」 ボート競技公式練習
10月 2日～ 5日	「おいでませ！山口国体」開催 ボート競技予選・決勝
2月12日	第40回 豊田湖ワカサギ釣り大会

## 平成23年度豊田湖畔公園管理財団収支決算書

収入

(単位：円)

款 項	目	本年度予算額	本年度決算額	比 較	説 明
1. 基本財産運用収入		87,000	40,880	46,120	
1. 財産運用収入	1. 運用収入	87,000	40,880	46,120	
2. 事業収入		13,093,000	13,674,135	△ 581,135	
1. 施設利用収入		12,665,000	13,194,665	△ 529,665	
	1. 一般テントサイト 貸付収入	745,000	738,200	6,800	
	2. ホトキャンプサイト 貸付収入	1,860,000	1,805,340	54,660	
	3. ケビン 貸付収入	8,710,000	9,131,300	△ 421,300	
	4. バーベキュー 施設貸付収入	642,000	627,400	14,600	
	5. その他施設利用料	708,000	892,425	△ 184,425	
2. 器具貸付収入	1. キャンプ器具等 貸付収入	428,000	479,470	△ 51,470	
3. 営業収入		3,582,000	3,362,334	219,666	
	1. 木炭	814,000	785,900	28,100	売店販売
	2. 貸ボート	1,230,000	1,243,070	△ 13,070	貸しボート及び管理
	3. 売店・食堂 (自販機含む)	1,538,000	1,333,364	204,636	自販機含む
4. 業務受託収入		5,479,000	5,035,636	443,364	
1. 公園管理受託収入	1. 受託収入	2,400,000	2,400,000	0	
	2. 緊急雇用委託料	2,490,000	2,047,636	442,364	
	3. 清掃業務委託料	589,000	588,000	1,000	
5. 諸収入		70,000	13,601	56,399	
	1. 雑入	70,000	13,601	56,399	
当期収入合計 (A)		22,311,000	22,126,586	184,414	
前期繰越収支差額	1. 前期末繰越金	1,571,000	1,570,718	282	22年度期末商品 367,640
収入合計 (B)		23,882,000	23,697,304	184,696	

## 支出

(単位：円)

款 項	目	本年度予算額	本年度決算額	比 較	説 明
1. 給料手当	1. 給料手当	5,000,000	4,349,811	650,189	職員給
2. 法定福利費	1. 法定福利費	1,000,000	823,889	176,111	労災保険、社会保険
3. 報酬	1. 報酬	44,000	45,000	△ 1,000	理事会等
4. 賃金	1. 臨時雇用費	5,752,000	5,241,196	510,804	公園・売店・食堂・ボート臨時雇用賃金
5. 会議費	1. 会議費	5,000	767	4,233	理事会等
6. 旅費	1. 交通旅費	5,000	3,810	1,190	
7. 需用費		5,210,000	4,236,237	973,763	
	1. 消耗品費	500,000	425,528	74,472	
	2. 燃料費	140,000	215,804	△ 75,804	
	3. 食料費	20,000	0	20,000	
	4. 印刷製本費	350,000	142,800	207,200	
	5. 光熱水費	3,500,000	3,265,675	234,325	
	6. 修繕費	700,000	186,430	513,570	
8. 役務費		896,000	1,071,650	△ 175,650	
	1. 通信費	150,000	129,347	20,653	
	2. 広告費	20,000	0	20,000	
	3. 保険料	78,000	99,680	△ 21,680	賠償責任
	4. クリーング料	590,000	607,740	△ 17,740	
	5. 検査料	41,000	202,983	△ 161,983	水質検査
	6. 手数料	17,000	31,900	△ 14,900	浄化槽法定検査
9. 委託料		2,406,000	2,325,060	80,940	
	1. 浄化槽保守管理費	1,727,000	1,688,400	38,600	汚泥調整を含む
	2. 警備等委託料	279,000	278,460	540	
	3. 財団確定申告委託料	189,000	189,000	0	
	4. ゴミ収集業務委託料	171,000	144,900	26,100	
	5. 変更登記委託料	40,000	24,300	15,700	
10. 使用料及び賃借料	1. 使用料	172,000	171,360	640	NHK受信料、マット・モップ、コピー
11. 商品仕入費		1,010,000	835,435	174,565	
	1. 期首商品	368,000	367,640	360	
	2. 貸ボート	210,000	429,219	△ 219,219	釣具・エサ代
	3. 売店・食堂 (自販機含む)	800,000	271,126	528,874	売店・食堂 自販機(コカコーラは除く)
	4. 期末商品	△ 368,000	△ 232,550	△ 135,450	
12. 備品購入費		1,050,000	1,304,589	△ 254,589	
	1. 備品購入費	150,000	337,054	△ 187,054	
	2. 車両購入費	900,000	967,535	△ 67,535	
13. 公課費	1. 公課費	600,000	563,500	36,500	市民税、県民税、消費税
14. 会費	1. 会費	13,000	14,000	△ 1,000	観光協会
15. イベント開催費	1. イベント開催費	500,000	18,617	481,383	
16. 諸雑費		110,000	33,820	76,180	
	1. 諸雑費	100,000	33,820	66,180	
	2. イベント負担金	10,000	0	10,000	
17. 予備費	1. 予備費	109,000	5,000	104,000	
当期支出合計 (C)		23,882,000	21,043,741	2,838,259	
当期支出差額 (A) - (C)		△ 1,571,000	1,082,845	△ 2,653,845	
次期繰越収支差額 (B) - (C)		0	2,653,563	△ 2,653,563	

# 貸借対照表

平成24年 3月31日

(単位:円)

<b>I 資産の部</b> 1 流動資産 現金 普通預金 商品 未収入金  2 固定資産 基本財産 定期預金  資産の部合計	70,000 1,644,441 232,550 1,330,986   51,100,000	3,277,977    51,100,000	54,377,977
<b>II 負債の部</b> 1 流動負債 未払金 預り金  負債の部合計	139,615 484,799	624,414	624,414
<b>III 正味財産の部</b> 正味財産 (うち基本金) (うち当期正味財産増加額) 正味財産の部合計 負債及び正味財産の部合計			53,753,563 ( 51,100,000 ) ( 1,082,845 ) 53,753,563 54,377,977

# 財 産 目 録

平成24年 3月31日 現在

(単位:円)

<b>I 資産の部</b> 1 流動資産 現金 現金手許有高 普通預金 西中国信用金庫／豊田支店 下関農業(協)／豊田支所 商 品 未収入金 流動資産合計  2 固定資産 基本財産 定期預金 山口銀行／西市支店 固定資産の合計 資産合計	70,000 ( 1,644,441 ) 975,877 668,564 232,550 1,330,986  51,100,000	3,277,977          51,100,000	54,377,977
<b>II 負債の部</b> 1 流動負債 未払金 預り金 流動負債合計 負債合計 正味財産	139,615 484,799  624,414	624,414	624,414 53,753,563

# 損 益 計 算 書

(財)豊田湖畔公園管理財団

( 収 益 事 業 )

自 平成23年 4月 1日  
至 平成24年 3月31日

〈 経 常 損 益 の 部 〉

(単位:円)

I	営業損益		
	1 営業収益		
	事業収入	17,036,469	
	受託収入	<u>5,035,636</u>	22,072,105
	2 営業費用		
	給料手当	4,349,811	
	法定福利費	823,889	
	報酬	45,000	
	臨時雇用費	5,241,196	
	旅費	3,810	
	消耗品費	425,528	
	燃料費	215,804	
	会議費	767	
	印刷製本費	142,800	
	光熱水費	3,265,675	
	修繕費	186,430	
	通信費	129,347	
	広告費	0	
	保険料	99,680	
	クリーニング料	607,740	
	検査料	202,983	
	手数料	31,900	
	浄化槽保守管理費	1,688,400	
	警備等委託料	278,460	
	ゴミ収集業務委託料	144,900	
	財団確定申告委託料	189,000	
	変更登記委託料	24,300	
	使用料	171,360	
	商品等仕入原価	835,435	
	備品費	337,054	
	車輛購入費	967,535	
	公課費	563,500	
	会費	14,000	
	イベント開催費	18,617	
	諸雑費	<u>38,820</u>	<u>21,043,741</u>
	営業利益		1,028,364
II	営業外損益		
	1 営業外収益		
	受取利息	596	
	雑収入	<u>13,005</u>	<u>13,601</u>
	經常利益		1,041,965
	当期利益		<u><u>1,041,965</u></u>



## 監 査 報 告 書

寄附行為第 18 条第 4 項の規定により、平成 24 年 5 月 21 日に平成 23 年度  
業務報告、損益計算書、収支決算書、貸借対照表、財産目録の各事項について、  
監査いたしました。

その内容は適正なものと認めます。

平成 24 年 5 月 21 日

財団法人豊田湖畔公園管理財団

監 事 田中賢介

監 事 武牧芳博

## 平成24年度業務計画

滞在型観光レクリエーション活動の拠点施設である豊田湖畔公園は、住民の健全なレク活動の促進、福祉の増進、文化向上を図り地域活性化を目指してきました。本公園が有する自然資源を最大限に活用した安らぎの場として、また癒しの場として多くの人に利用されています。

施設整備面では、開園して17年を経過し老朽化による補修等が多くなってきました。市のご尽力をいただき、大きな修理にならないよう早めに改修、管理に努めてまいります。

今後もお客様のニーズにあった対応を心がけ、よりサービスの向上に努めるとともに、ホームページを活用したPR活動を展開しながら、様々なイベントを開催、誘致に努め、都市住民との交流促進を図り、利用者の増加やリピーターの確保に繋げていく所存です。

## 平成24年度豊田湖畔公園管理財団収支予算書

収入

(単位：千円)

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
1. 基本財産運用収入		40	87	△ 47	
1. 財産運用収入	1. 運用収入	40	87	△ 47	
2. 事業収入		13,860	13,093	767	
1. 施設利用収入		12,680	12,665	15	
	1. 一般テントサイト 貸付収入	738	745	△ 7	
	2. オートキャンプサイト 貸付収入	1,805	1,860	△ 55	
	3. ケビン 貸付収入	8,800	8,710	90	
	4. バーベキュー 施設貸付収入	627	642	△ 15	
	5. その他施設利用料	710	708	2	
2. 器具貸付収入		1,180	428	752	
	1. キャンプ器具等 貸付収入	480	428	52	
	2. 貸ボート等 貸付収入	700	0	700	
3. 営業収入		2,680	3,582	△ 902	
	1. 木炭	790	814	△ 24	売店販売
	2. 売店（貸ボート）	0	1,230	△ 1,230	
	3. 売店・食堂 （自販機含む）	1,340	1,538	△ 198	自販機含む
	4. 釣り用具等	550	0	550	釣り用具レンタル等
4. 業務受託収入		5,067	5,479	△ 412	
1. 公園管理受託収入	1. 受託収入	2,400	2,400	0	
	2. 緊急雇用委託料	2,079	2,490	△ 411	緊急雇用
	3. 清掃業務委託料	588	589	△ 1	ビジターセンター清掃
5. 諸収入		14	70	△ 56	
	1. 雑入	14	70	△ 56	
当期収入合計（A）		21,661	22,311	△ 650	
前期繰越収支差額	1. 前期末繰越金	2,654	1,571	1,083	23年度期末商品 232,550
収入合計（B）		24,315	23,882	433	

## 支出

(単位：千円)

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
1. 給料手当	1. 給料手当	4,900	5,000	△ 100	職員給
2. 法定福利費	1. 法定福利費	900	1,000	△ 100	労災保険、社会保険
3. 報酬	1. 報酬	45	44	1	理事会
4. 賃金	1. 臨時雇用費	5,700	5,752	△ 52	公園・売店・食堂・ボート臨時雇用賃金・緊急雇用
5. 会議費	1. 会議費	5	5	0	理事会等
6. 旅費	1. 交通旅費	20	5	15	
7. 需用費		4,780	5,210	△ 430	
	1. 消耗品費	500	500	0	
	2. 燃料費	220	140	80	
	3. 食料費	10	20	△ 10	
	4. 印刷製本費	150	350	△ 200	申請書
	5. 光熱水費	3,500	3,500	0	
	6. 修繕費	400	700	△ 300	
8. 役務費		1,302	896	406	
	1. 通信費	200	150	50	
	2. 広告費	50	20	30	
	3. 保険料	190	78	112	賠償責任
	4. クリーニング料	620	590	30	
	5. 検査料	210	41	169	水質検査
	6. 手数料	32	17	15	浄化槽法定検査
9. 委託料		2,809	2,406	403	
	1. 浄化槽保守管理費	1,700	1,727	△ 27	汚泥調整を含む
	2. 警備等委託料	279	279	0	
	3. 財団確定申告委託料	189	189	0	
	4. ゴミ収集業務委託料	171	171	0	
	5. 変更登記委託料	70	40	30	
	6. 財団法人設立委託料	400	0	400	
10. 使用料及び賃借料	1. 使用料	330	172	158	NHK受信料、マツ・モップ、コピー
11. 商品仕入費		800	1,010	△ 210	
	1. 期首商品	233	368	△ 135	
	2. ボート売店	450	210	240	釣具・エサ代
	3. 売店・食堂	350	800	△ 450	売店・食堂
	4. 期末商品	△ 233	△ 368	135	
12. 備品購入費		1,290	1,050	240	
	1. 備品購入費	490	250	240	
	2. 車輛購入費	800	800	0	車購入
13. 公課費	1. 公課費	700	600	100	市民税、県民税、消費税
14. 会費	1. 会費	14	13	1	観光協会等
15. イベント開催費	1. イベント開催費	400	500	△ 100	
16. 諸雑費		160	110	50	
	1. 諸雑費	160	100	60	免許取得
	2. イベント負担金	0	10	△ 10	
17. 予備費	1. 予備費	160	109	51	
支 出 合 計		24,315	23,882	433	